

岩手県監査委員告示第6号

包括外部監査結果の公表（平成23年岩手県監査委員告示第14号）により公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により岩手県公安委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年1月5日

岩手県監査委員 高橋 元
岩手県監査委員 嵯峨 壱朗
岩手県監査委員 吉田 政司
岩手県監査委員 工藤 洋子

1 外部監査の種類

平成22年度に実施した地方自治法第252条の37第1項及び岩手県包括外部監査契約書第7条に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

「県出資法人（特例民法法人）の運営状況」および「基金の管理および運用」について

3 監査委員告示

平成23年3月8日付け岩手県監査委員告示第14号

4 岩手県公安委員会からの措置結果通知の内容及び受理日

「包括外部監査結果に関する報告（指摘事項）」に対する措置状況について 平成27年12月11日

5 指摘事項及び措置内容

（1）指摘事項

指定正味財産について

一般に財団の正味財産は用途を指定されている指定正味財産とそれ以外の一般正味財産とに区分される。財団法人岩手県暴力団追放県民会議の平成21年度の決算報告書を見ると正味財産すべてを一般正味財産の区分に計上している。その中には県やその他の団体からの出資額6億円も含まれている。当該出資額は、基本財産とすることを指定して寄附された財産であり、財産を処分する場合には岩手県知事の承認を経る必要があることから、用途が指定された財産と考えられるため、指定正味財産の区分に計上する必要がある。

（2）措置内容

指定正味財産について

平成23年3月の定例理事会及び臨時評議員会において、「正味財産」区分の計上経緯を説明し、平成22年度決算書及び平成23年度予算書から「指定正味財産」と「一般正味財産」に区分し計上している。